



令和 年 月 日

念 書

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構公共職業訓練部長 殿

(所在地)

(法人名)

(代表者役職名・氏名)

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「甲」という。）に対し、
（以下「乙」という。）は、下記の事項
を確認し、遵守することを約束する。

記

(商標使用权)

第1条 甲が乙に、下記本件商標1及び本件商標2（以下「本件商標」という。）について
の使用権を許諾する場合、その使用権の範囲は次に定める通りである。

本件商標1：登録番号：第6256833号

商標：C U D B A S

商品役務の区分：第16類、第41類

指定商品役務：印刷物、技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・
運営又は開催、書籍の制作

本件商標2：登録番号：第6256834号

商標：クドバス

商品役務の区分：第16類、第41類

指定商品役務：印刷物、技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・
運営又は開催、書籍の制作

使用できる地域：日本国内

使用期間：自：念書提出日、至：令和12年5月31日（但し、期間満了日前に、
甲が認める場合は、期間をさらに5年間延長することができる。）

使用内容：

- 2 乙は、第1条の使用権の許諾を申請するにあたり、法人（個人）の概要及び本件商標の使用用途等が確認できるものを、本念書と共に甲に提出する。甲は、乙による使用権の許諾申請を承認しない場合、その旨を乙に通知する。

（商標の使用方法）

第2条 乙は、本件商標に係る指定商品役務（以下「本件商品役務」）に関して本件商標を使用するにあたり、甲の指示に従い、本件商標が甲の登録商標である旨を明示する。

- 2 乙は、甲が社会通念上高額すぎると認めるような受講料等の請求を行わない。また、法令に反する行為や、マルチ商法その他の甲が本件商標の使用が適当でないとするような行為を行わない。
- 3 乙は、本件商品役務に関して本件商標を使用するにあたり、本件商標のブランド価値を毀損（希釈化及び汚染を含む。）すると甲が判断するような行為をしない。また、本件商品役務の品質維持に努める。
- 4 乙は、甲の信用を毀損するような行為をしない。
- 5 乙は、本件商品役務以外に、本件商標を付さない。
- 6 乙は、本件商品役務に関して本件商標を使用するにあたり、甲が適宜与える指示に従う。また、本件商標を使用するにあたり、甲が不適切と考える行為はしない。

（再許諾）

第3条 乙は、第三者に本件商標の本件商品役務の使用に関して再許諾をするときには、予め次の事項が記載されている書面を甲に提出する。

- (1) 再許諾先の名称及び住所
- (2) 再許諾の目的
- (3) 再許諾期間
- (4) 再許諾内容

（商標に対する侵害行為等）

第4条 乙は、第三者が本件商標を侵害していること、又は本件商標を侵害するおそれがあることを知った場合には、直ちに甲に通知しなければならない。甲の要請に応じその排除につき甲に協力する。

- 2 本件商標に関し、第三者から不使用取消審判が請求された場合、乙は甲に対して、使用証拠の提出協力をする。

（著作権等の帰属）

第5条 本件商標に関する商標権、「CUDBAS（クドバス）」のコンテンツに関する著作権（翻訳権、翻案権、及び二次的著作物の利用に関する原作者の権利等、

著作権法第27条及び28条に定められる権利を含む。)及びその他の知的財産権は甲に帰属し、乙に発生、譲渡又は移転するものではない。また、乙は、甲に対して、著作者人格権は一切行使しない。

- 2 乙は、本件商標と同一・類似の商標及びこれを含む商標を、本件商品役務又はこれに類似する商品・役務について、日本国内外で出願しない。

(損害賠償)

第6条 乙は、甲に対し損害を与えた場合、甲に生じた損害を賠償する。

- 2 前項の損害には、本件商標のブランド価値や信用を毀損する行為により生じた無形損害も含む。

(使用差止め)

第7条 乙に次のいずれかの事由が生じた場合には、直ちに、本念書に基づく本件商標の使用権は終了する。

- (1) 本念書の条項に違反したとき、甲から書面による催告を受領した後1か月以内にかかる違反を治癒しなかった場合
- (2) 差押、仮差押、仮処分、又は競売の申立があったとき
- (3) 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手續開始の申立を自ら行ったとき、又は申立てられたとき
- (4) 解散又は会社の財産の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡(営業譲渡又は会社分割)したとき

(念書の変更)

第8条 本念書は、甲との書面による合意によってのみ変更することができる。本念書に変更があった場合、乙は、変更後の念書を甲に再提出する。

(その他)

第9条 乙に本念書にて定められた範囲を超えて本件商標を使用する必要が生じた場合や、本念書に定めのない事項その他本念書の解釈に疑義が生じた場合には、甲と協議の上、甲の指示に従う。

以上